

報 告

あかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 No.144号

町の人口

(3月末日現在)

男	4,222人
女	4,721人
総人口	8,943人
世帯数	2,721世帯

「差別なき社会」の実現を!

私たち国民は生れながらにして自由と平等、しあわせに生きる権利をもっています。これが基本的人権です。

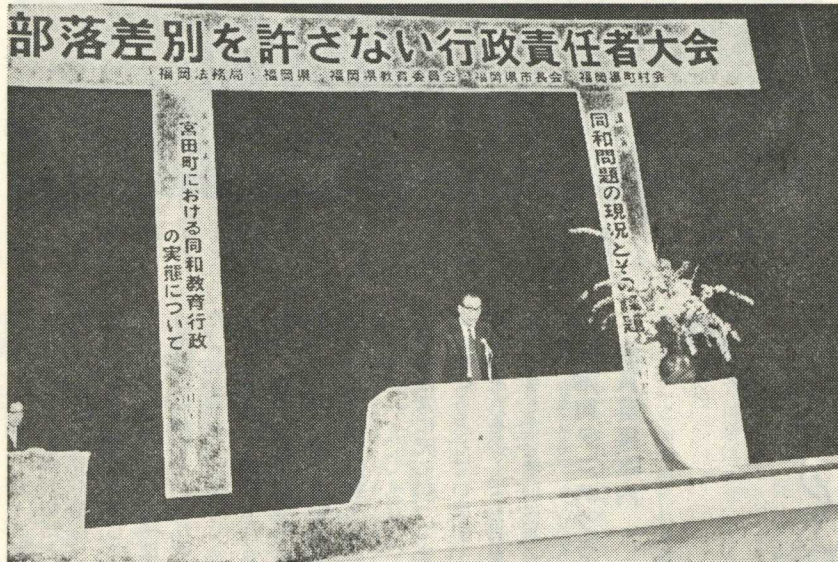
基本的人権の尊重は、我が国の憲法において重要な柱として定められております。

赤池町でも、かねてから同和問

題を町政の重要な課題としてとりあげ、差別を一日も早くなくすため、同和対策事業、同和教育に積極的にとりこんでいます。

同和問題の解決は行政の責務であるとともに、国民的課題であります。

町民の一人ひとりがかねる差



として保存して下さい。

別をも絶対に許さないという立場で、この問題を正しく認識し、理解されて、赤池町の同和行政に協力下さるようお願いいたします。

福岡県においても、全市町村長参加のもとに「部落差別を許さない行政責任者大会」が四月二十二日午後一時から福岡市で開催されました。

この大会で各市町村が総力をあげて同和行政を積極的に推進することの決議がなされました。

決議文は次のとおりです。

決議

国は、同和对策審議会の答申をうけて、昭和四十四年七月「同和对策事業特別措置法」を制定し、国及び地方団体の責任において同和問題の解決をはかることとした。

以来、われわれは、これをうけて、同和地区住民の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定及び教育の機会均等などの諸事業を実施するとともに、事業実施と並行して同和問題に対する県民の正しい認識と理解について努めているところである。

しかるに、県内の各地において依然として差別事象があとをたたない現状にある。われわれは、このことを卒直にふまえ行政のあり方を謙虚に反省し、あらためて同

和問題の基本的認識のうえにたつてその解決を自らの課題として、われわれの日常における行政のなかに位置づけ、同和問題の実践体制を確立しなければならない。

また県民の一人ひとりも、同和問題の解決を自らの課題として取り組むようにしなければならない。

本日、ここに「部落差別を許さない行政責任者大会」を開催し、同和問題の早期解決のために、総力をあげて同和行政を積極的に推進することを決議する。

昭和四十九年四月二十二日

部落差別を許さない
福岡県行政責任者大会



勤務時間帯について

役場

- 午前 八時三十分より
 - 午後 四時三十分まで
 - 公民館、給食センター、町立病院、老人ホーム
 - 午前 九時より
 - 午後 五時三十分まで
- 但し、急ぎの用件については、日直、当直において処理します。
- 一般事務については、時間内にすませるようお願いいたします。